

# 児童手当制度の改正（拡充）のご案内

児童手当が令和6年10月分（令和6年12月支給分）から変わります

## 制度改正の内容

	改正前(令和6年9月分まで)	改正後(令和6年10月分以降)
支給対象児童	15歳到達後の最初の年度末(中学生年代)まで	18歳到達後の最初の年度末(高校生年代)まで
第3子以降のカウント方法(多子加算)	18歳到達後の最初の年度末までの子どもから第1子としてカウント	22歳到達後の最初の年度末までの子どもから第1子としてカウント
所得制限	あり	なし
手当月額	<ul style="list-style-type: none"><li>・3歳未満：15,000円</li><li>・3歳から小学校修了前まで 第1子・第2子：10,000円 第3子以降：15,000円</li><li>・中学生：10,000円</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・3歳未満 第1子・第2子：15,000円 第3子以降：30,000円</li><li>・3歳から18歳まで 第1子・第2子：10,000円 第3子以降：30,000円</li></ul>
支払期月	年3回 (2月・6月・10月)	年6回 (偶数月)

※「第3子以降のカウント方法(多子加算)」は、監護に相当する世話などをし、生計費を負担している場合のみカウントします。

## 今回の制度改正により、手続きが必要な方

手続きが必要な方	手続き方法・提出書類
①中学生以下の児童を養育しておらず、高校生年代の児童を養育している方	<ul style="list-style-type: none"><li>●児童手当認定請求書</li><li>【必要な書類】<ul style="list-style-type: none"><li>・請求者名義の銀行預金通帳</li><li>・請求者・配偶者のマイナンバーカード又は通知カード</li><li>・本人確認のできる書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等)</li><li>・請求者の保険証の写し(国民健康保険の場合は不要)</li></ul></li><li>※支給対象児童の兄弟等(18歳年度末以降22歳年度末まで)を含むと3人以上いる場合には、「<u>監護相当・生計費の負担についての確認書</u>」も提出してください。</li></ul>
②所得上限限度額超過で児童手当(特例給付)の支給対象外である方	
③現在児童手当を受給している方で、算定児童に登録されていない高校生年代の児童を養育している方	<ul style="list-style-type: none"><li>●児童手当額改定認定請求書</li></ul>
④現在児童手当を受給していて、 <u>支給対象児童の兄弟等(18歳年度末以降22歳年度末まで)を含むと3人以上養育している方</u>	<ul style="list-style-type: none"><li>●児童手当額改定認定請求書</li><li>●監護相当・生計費の負担についての確認書</li></ul>

※必要な書類を確認し、手続きをお願いします。その他追加で必要な書類を求める場合があります。  
※同封していない書類については、子育て支援課窓口もしくは津島市のホームページにありますので、ご確認ください。  
※手続要否確認フローチャートは、津島市のホームページに掲載しています。

## 受給資格者（請求者）について

津島市に住民票を有している方で、高校生年代までの児童を養育している方  
※父母が共に児童を養育している場合は、原則として所得が高い方が受給資格者になります。

## 改正（拡充）で新たに対象となる方の 手続きの期限

令和6年10月31日（木）まで  
【最終期限】令和7年3月31日（月）

手続き書類を令和6年10月31日（木）までにご提出ください。

この期限までに「児童手当認定請求書」の提出がない場合は、令和6年10月・11月分の手当の支給月は12月ではなく、令和7年1月以降になります。

同様に、「児童手当額改定認定請求書」、「監護相当・生計費の負担についての確認書」についても提出がない場合は、改正（拡充）後の多子加算額の適用がない手当額が支給されます。

なお、最終期限の令和7年3月31日までに申請していただければ、令和6年10月分に遡及して手当を支給します。最終期限を過ぎた場合は、申請した月の翌月分からの支給になりますので、ご了承ください。

## 支払日

偶数月の10日

※10日が土・日・祝日の場合はその直前の金融機関営業日になります。

## 申請方法

○窓口申請（津島市役所 2階 子育て支援課）

○郵送

〒496-8686 津島市立込町2丁目21番地  
津島市役所 子育て支援課 児童手当係 行）

○電子申請

（「マイナポータル ぴったりサービス」<https://myna.go.jp>）

【電子申請の手順】

ぴったりサービスのサイトにアクセス→

市町村検索で「愛知県」、「津島市」を選択→

キーワード検索で「児童手当」を検索→事務手続名を選択

（認定請求書の場合）「児童手当等の受給資格及び児童手当の額についての認定請求」を選択し、申請する



## その他

①児童の保護者（生計中心者）が**公務員の場合**は、勤務先（所属庁）で手続きを行ってください。

②令和6年9月30日以前に津島市から転出する場合は、転入先の自治体で手続きを行ってください。

## お問い合わせは

津島市役所

健康福祉部子育て支援課子育て支援グループ

電話：0567-24-1121

詳しくは津島市ホームページの「各種手当・給付・支援等」の「児童手当の制度改正のご案内」をご覧ください。

